

## 産業動物と食品安全における獣医師への期待

藁田 純<sup>†</sup>（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長）

冒頭より、私事で恐縮ですが、同じ消費・安全局の消費・安全政策課、動物衛生課を経て、約3年半振りに畜水産安全管理課へ戻ってまいりました。

昭和60年に入省して以来、産業動物の生産振興、畜産物の加工流通、国際貿易交渉、家畜衛生、食品の安全確保、環境研究の推進、さらには、地方自治体への出向など、様々な分野の仕事に携わらせていただきましたが、実に多くの場面で獣医師としての専門性を活かして仕事されている方々にお会いしました。

同じ獣医師と言っても、コンパニオン・アニマルの分野で求められる技術・知見と産業動物、あるいは食品衛生の分野で求められるものでは大きな違いがあるかと思いますが、本稿では産業動物と食品安全の分野における獣医師への期待について、私見を述べさせていただきますと思います。

最初は産業動物、とりわけ、家畜衛生の分野です。平成22年4月、消費・安全政策課で食品安全関係の仕事に携わっていたときに、宮崎で口蹄疫が発生しました。10年前の宮崎、北海道での口蹄疫発生と同様に「どうにか数件で止められないか」との淡い期待を持っていたのですが、感染拡大が止まらず、疫学調査や宮崎での現地対応などの形で携わることになりました。

その際に目の当たりにした口蹄疫の破壊力は圧倒的でした。結果として約30万頭の家畜を殺処分することになってしまいましたが、この防疫作業のため、全国から延べ八千名の獣医師が応援に駆けつけ、大変に厳しい環境の中、現場での防疫作業の中核として大きな貢献をしていただきました。その後の動物衛生研究所による感染試験で明らかになりましたが、今回の口蹄疫ウイルスは、10年前に侵入したウイルスと比べて、明らかに強い感染力を持っていました。すなわち、現場での防疫作業を進める上では、バイオセキュリティに関する正しい理解と厳格な実践が強く求められる状況にありました。実際の防疫作業には、普段は畜産や家畜衛生に携わっていない方も含めて、大変多くの方が参加します。したがって、現場におけるバイオセキュリティの徹底には並々ならぬ

御苦労があったと聞いておりますが、そういう中で、バイオセキュリティの徹底に尽力されたのは言うまでもなく、全国から駆けつけた獣医師のみなさんでした。

日本の畜産史上、例を見ない大きな被害を出してしまったことは大変残念なことでしたが、どうにか宮崎県内の一部地域で止めることができましたし、発生後1年もかからず、我が国の口蹄疫清浄ステータスの回復がOIE科学委員会で認定されたことは、獣医師を初めとする関係者の努力の賜であり、国際的に考えても高い評価に値するのではないかと思います。

一方、22年の口蹄疫発生では、10年前の発生とその際の防疫対応の経験が十分に活かせなかった面もあったかと思えます。22年7月、第三者から成る口蹄疫対策検証委員会が設置され、口蹄疫の発生前後からの国、宮崎県などの防疫対応を検証して問題点を指摘するとともに、防疫体制の改善方向を提案する報告書が公表されました。この報告書でも指摘されましたように、国、宮崎県を含めて防疫に携わる関係者間の意思疎通と意思決定に、発生当初はかなりの混乱があったのも事実だと思えます。

22年11月から翌年3月にかけて、高病原性鳥インフルエンザが24回も発生しましたが、口蹄疫の経験も踏まえて、各県ともに迅速な防疫措置がとられましたし、関係者間の意思疎通や役割分担にも大きな改善が見られました。もちろん、口蹄疫ウイルスと比べると感染力の強さは大きく異なりますが、24回もの発生があったにもかかわらず、22年の口蹄疫発生とは異なり、発生農場以外へのまん延を防ぐことができたのは、口蹄疫の防疫対応の経験を活かした大きな成果であったと思えます。高病原性鳥インフルエンザの防疫作業においても、多くの獣医師が実際の防疫作業などに携わり、中核的な役割を果たしましたが、心から敬意を表するとともに、この紙面をお借りして感謝申し上げます。

その後、口蹄疫対策検証委員会の提言などを踏まえて、家畜伝染病予防法が改正されましたし、口蹄疫や鳥インフルエンザに関する防疫指針が大きく見直されるとともに、防疫作業に関するこれまでの経験や知見を集約し、バイオセキュリティに十分配慮した形で防疫作業マニュアルが作成されました。各県でも悪性伝染病に備えた防疫演習がよく行われるようになりましたし、緊急時

<sup>†</sup> 連絡責任者：藁田 純（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課）

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1 ☎03-3502-8111(代表) FAX 03-3502-8275

対応の体制もしっかりと構築されるようになったかと思いますが、全国で産業動物に携わる獣医師のみなさんには、口蹄疫や鳥インフルエンザの防疫対応に関する経験を風化させることなく、いざという時に備えて、防疫の中核を担っていくための知見と技術の継承をお願いいたします。

畜水産安全管理課では、関係者の協力を得ながら、獣医師の卒後研修などを進めてきており、これらの研修にも悪性伝染病の発生に備えたカリキュラムを組み入れておりますので、積極的に参加していただければ幸いです。

また、忘れてはならないのが、日頃からのリスク管理、すなわち、伝染病を農場へ侵入させないための日頃の衛生管理の実践です。家畜伝染病予防法の改正にあわせて、飼養衛生管理基準についても抜本的に見直されましたが、生産者の遵守すべき基本的な衛生管理として、この飼養衛生管理基準の徹底を進めていただきたいと思っております。飼養衛生管理基準では、家畜伝染病予防法に基づき、生産者が遵守すべき事項として、畜種共通の10項目が規定されていましたが、家伝法改正にあわせて、これを牛、馬、豚、家きんの4つの畜種別に分け、かつ、衛生管理の基本とすべき事項について、具体的にわかりやすく規定しました。こうした衛生管理を徹底することによって、悪性伝染病の発生予防のみならず、慢性疾病の予防、育成率や増体の向上など、経営面でも大きな効果が得られるはずですが、家畜保健衛生所に勤務される獣医師はもちろんですが、農業共済や家畜診療所、さらには、動物薬、飼料を初めとする畜産関連産業に従事する獣医師の皆様にも、これらが徹底されるよう、生産者へのアドバイスを絶やさないようにお願いいたします。

話が少し横道にそれますが、平成7年秋、畜産関係で当省と北海道庁との間で人事交流を始めることになり、道庁の畜産担当課で勤務する機会を得ました。ちょうどその頃、道庁の不正経理問題が明らかになり、道庁職員は道内でかなり肩身の狭い思いをしておりました。当時の上司である課長に勧められて、雪の積もる前に道内各地の現場を見て回りましたが、各支庁の職員も本庁と同様に何となく元気のない様子でした。そんな中で印象的だったのが家畜保健衛生所の職員でした。生産者との接し方を見ても、専門性に裏付けされた自信と信念を窺い知ることができましたし、生産者の話しぶりの中にも家保職員に対する信頼が感じられました。道庁で勤務しているときには、幸い大きな伝染病の発生もなく、衛生関係の仕事に携わることはほとんどありませんでしたが、道内各地へ出張した際には家保のみなさんに現地の畜産事情を詳しく説明していただきました。その後、動物衛生課で家伝法改正を初めとする国内防疫の仕事に携わった際には、道庁での経験が非常に役立ったことは言うまでもありません。

次は食品安全の分野です。

食品のリスクとなりうるハザードとしては、残留農薬、飼料添加物、動物用医薬品を初めとする化学物質、重金属、カビ毒、有害微生物、さらには、異常プリオン、未承認の遺伝子組換え作物など多岐にわたりますが、これらの幅広いハザードに関して高い専門性を持つ獣医師は、食品の安全を確保するためには欠かすことができない人材として評価されていると思います。

私にとっても大変感慨深いのですが、本年5月には日本が国際獣疫事務局（OIE）による「無視できるBSEリスク」の国のステータス認定を受けました。BSEに関する知見が十分ではない中、我が国で発生が確認された当時は、手探りに近いような面もあったと思いますが、特定危険部位（SRM）の廃棄、反すう動物への牛肉骨粉等の給与を禁止する飼料規制の徹底などの様々なBSE対策を講じてきたことが国際的に評価された証しだと思います。

さらに、食品安全委員会におけるリスク評価の結果を踏まえて、厚生労働省がSRMの範囲を見直すとともに、国内での検査対象月齢が「20カ月超」から「48カ月超」へと引き上げられました。また、これまで全量焼却されていた牛の肉骨粉についても、食品安全委員会によるリスク評価を経て、有機質肥料としての利用再開に向けてパブリックコメントなどの手続が進められております。

近年、食の安全に対する消費者やマスメディアの関心が高くなってきた結果、BSEに限らず、科学的な知見が不十分な状況で安全上の問題が起きると、かなり厳しい形のリスク管理措置や規制が課される傾向が強くなっております。確かに科学的な知見やデータが不十分な状況では、様々な可能性を考慮した措置が必要だとは思いますが、大切なのは問題発生後の対処です。そのリスクに関するデータや知見をできるだけ早く収集し、得られた科学的データに基づいてリスク評価を行い、そのリスク評価結果に基づき、リスク管理措置や規制を見直していくことが大切です。食品安全や家畜衛生などの安全関連の規制行政に携わって、しみじみ感じるのが規制を緩和するときの判断と決断です。規制を緩めた後に安全上の問題が起きてしまうと、その見直しの妥当性が問われることとなります。

正しい判断、少なくとも、妥当性がある判断を実践するためには、食品安全に関するデータや科学的知見の集積、データに基づくリスク評価、さらには実態を踏まえた現実的なリスク管理措置の提案が必要となります。いずれも専門的知見と食品の生産、流通実態に対する正しい理解が必要となりますが、これらは獣医師の能力が最大限に活かされる分野の一つではないでしょうか。

食の安全を確保するためには、リスク評価やリスク管理措置に加えて、リスクコミュニケーションも重要な要

素になります。獣医師は社会的、国際的に広く認知された資格であり、消費者とのリスクコミュニケーションを行う上でも、獣医師であることは大きな助けになります。また、最近、海外でも日本の牛肉の価値が認められつつあり、量的にはまだわずかですが、各地で牛肉の輸出促進の取り組みが始まっております。その際に問題となるのは、輸出に当たっての検疫条件と食品としての安全の担保で、いずれについても、獣医師がいなくては進まない領域です。

特に、畜産物は、食品の中でも微生物による汚染リスクが比較的高い食品群です。大変残念なことですが、平成12年には、当時の雪印乳業が黄色ブドウ球菌の毒素で汚染された乳製品による大規模な食中毒事件を起こしてしまいましたし、21年には不適切な衛生管理の下で

製造された成形肉が外食として提供された結果、O157による食中毒事件が起きてしまいました。さらに、牛のレバー刺が不衛生な形で提供されたため、O157による大きな被害が出てしまい、その結果、牛レバーの生食が禁止されることになったのは記憶に新しいことかと思えます。これらの微生物コントロールの不手際による食中毒は、衛生管理を適切に行うことによって、防ぐことができたのではないかと思います。

当省としても、生産からと畜、加工・流通に至るフードチェーン全体を通しての食の安全を確保するための取り組みを強化しつつありますが、疾病のみならず、微生物コントロールを初めとする食の安全確保に関しても高いレベルの技術と知見を有する専門家として、その能力をいかんなく発揮していくことを期待しております。